令和2年4月7日

保護者の皆さまへ緊急のお知らせ

公益社団法人

千葉市民間保育園協議会

会　長　木村　秀二

緊急事態宣言が本日発令されました。これにより、保育園も「使用の制限等の要請の対象となる施設」に含まれます。勤務先等でのご対応などで、できる限り登園を控えるようお願いいたします。

保育士も体調不良や学校等の休校などで出勤できない状況等が考えられますので、ぜひ、登園自粛のご協力を頂き、お子さま、保護者の皆さま、保育園職員の命を守るためのご協力をお願いいたします。

【政令】

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

一 学校(第三号に掲げるものを除く。)

二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)